

研究

主幹教授制度

九州大学は、学術憲章に示されているように、人類が長きにわたって遂行してきた真理探究とそこに結実した叡智を尊び、これを将来に伝えてゆくとともに、諸々の学問における伝統を基盤として新しい展望を開き、世界に誇り得る先進的な知的成果を生み出してゆくことを使命としています。そのためには、自由闊達な発想と洞察をもって、常に高みを目指し、新しい地平を切り開いてゆく挑戦が求められます。

主幹教授制度は、このような高度の研究活動を推奨し、支援し、さらに活性化するために、本学の教授のうち、その専門分野において極めて高い業績を有し、かつ、本学の研究戦略の先導的な役割を担う者に「主幹教授」の称号を付与するものです。

主幹教授の称号を付与される者の要件としては、本学の教授のうち、専門分野における業績が極めて顕著であり、将来にわたり本学の研究活動の推進に中核的な役割を果たすことが期待されるもので、かつ、原則として、科学研究費助成事業の大型種目（特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究（S）、基盤研究（A）（ただし、人文社会科学系に限ります。）、学術創成研究費）や大型研究プロジェクトなどに採択された代表者となります。

主幹教授には、上記の要件を満たす研究プロジェクトの実施期間において、給与面での優遇措置、先導的学術研究拠点（当該研究プロジェクトを推進する先導的学術研究センターをいう。）を設置、外国人

研究者を招へいする経費を全学的に支援します。なお、外国人研究者を招へいした場合は、本学の国際教育を充実させるため、深い見地を活かし、基幹教育、関連する学府・学部教育における国際教育に係る授業科目を担当していただきます。

★もっと詳しく知るには

- ・主幹教授制度について

<http://www.kyushu-u.ac.jp/Qdai-only/rule/zenbun/2008sonota038.pdf>

◆問合せ先

- ・制度全般について

企画部学術研究推進課企画係 092-642-7368

- ・先導的学術研究拠点の設置について

企画部企画課企画係 092-802-2179

- ・外国人研究者の雇用経費等について

財務部財務企画課総括予算係 092-802-2341

科学研究費助成事業

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に進展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピア・レビュー（注1）による審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

本学の教授で、極めて高い業績を有し、かつ、
本学の研究戦略の先導的な役割を担う者に主幹教授の称号付与



(注1)ピア・レビュー…専門分野の近い研究者による学問的意義についての評価。延べ約6千人の研究者が、書面審査、合議審査及びヒアリングに関わっています。

科学研究費助成事業では、若手研究者の自立を支援する「若手研究」や、学問の新たな領域の形成や挑戦的な研究を支援する「新学術領域研究」や「挑戦的萌芽研究」など、研究の段階や規模に応じて、応募・審査をやすくするため、様々な「研究種目」が設定されています。

*応募スケジュール

例年、9月に文部科学省及び日本学術振興会から「公募要領」が公表され、応募が開始されます。(例年、11月中旬頃が応募締切り日となります。)、応募者は、【科研費 電子申請システム】により応募手続きを行います。

審査員による審査後、翌年度4月(注2)に研究機関長あてに審査結果が通知されます。

(注2)審査にヒアリングを含む研究種目については、審査結果の通知時期が異なります。詳細は公募要領に記載されています。

*科学研究費助成事業の応募についてはこちらのHPから(注3)

【科研費 電子申請システム】

<http://www.shinsei.jps.go.jp/kaken/index.html>

(注3)応募の際は事前にシステムにログインするためのID・パスワードの発行手続きが必要です。

詳細は所属部局の科学研究費助成事業事務担当係(別紙)にお問い合わせください。

*基金化について

年度にとらわれずに研究費の使用ができるよう、平成23年度に日本学術振興会に基金が創設されました。

それにより、基金化した種目では、複数年間の研究期間全体を通じた研究費が確保されているため、研究の進展に合わせた研究費の前倒し及び次年度使用など、会計年度にとられない研究費の柔軟な執行が可能となりました。

★もっと詳しく知るには

- ・文部科学省 科学研究費助成事業 HP
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm
- ・日本学術振興会 科学研究費助成事業 HP
<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>
- ・九州大学 研究支援 Web
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/research-info/kaken/>
- ・九州大学 学術研究推進支援機構 HP
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

- ・科学研究費助成事業の事務手続きについて
各部局の科学研究費助成事業事務担当係(別紙)
- ・科学研究費助成事業制度、事務手続き全般について
企画部学術研究推進課研究資金係
092-642-2174、4314、2130

科学研究費助成事業等事務担当者一覧

2015/3/11更新

部局等名	事務担当係	TEL(内線)	FAX	メールアドレス
人文科学研究院	貝塚地区総務課学術係	(箱崎 99) 8830	99-2349	kasgakuj@jimu.kyushu-u.ac.jp
附属図書館付設記録資料館(九州文化史資料部門)				
人間環境学研究院		(箱崎 99) 3171		
法学研究院				
経済学研究院	附属図書館事務部付設記録資料館	(箱崎 99) 2511	99-2507	sekitan@jimu.kyushu-u.ac.jp
附属図書館付設記録資料館(産業経済資料部門)				
理学研究院	理学部等事務部研究戦略係	(箱崎 99) 8326	99-2522	rixkenkyo@jimu.kyushu-u.ac.jp
その他部局等				
アイソトープ総合センター(箱崎地区)				
総合研究博物館				
国際宇宙天気科学・教育センター				
先端物質化学研究所(箱崎地区)				
先端素粒子物理研究センター				
高等研究院(理)				

医学研究院	医科学部等事務部学術協力課研究戦略係			
歯学研究院				
薬学研究院				
生体防御医学研究所				
アイソトープ総合センター（馬出地区）		(馬出 91) 6782、6780	91-6776	ijkkaken@jimu.kyushu-u.ac.jp
環境発達医学研究センター				
スクレオチドプール研究センター				
癌幹細胞研究センター				
免疫機構研究センター				
高等研究院（医系）				
国際教育センター（医系）		(馬出 91) 6781		ijksenryaku@jimu.kyushu-u.ac.jp
先端医療イノベーションセンター	特定大型研究支援センター馬出地区研究支援室運営支援係	(馬出 91) 4982	91-6405	mdtsien@jimu.kyushu-u.ac.jp
先端融合医療レドックスナビ研究拠点	特定大型研究支援センターレドックスナビ研究拠点特別支援室庶務係	(馬出 91) 6862	91-6024	rnakensien@jimu.kyushu-u.ac.jp
先端融合医療創成センター				
工学研究院				
システム情報科学研究院				
システムLSI研究センター				
超伝導システム科学研究センター				
未来化学創造センター				
鉄鋼リサーチセンター				
日本エジプト科学技術連携センター				
プラズマナノ界面工学センター				
バイオメカニクス研究センター	工学部等総務課研究企画係	(伊都 90) 2730	90-2712	kenkyo@kj.kyushu-u.ac.jp
中央分析センター（伊都地区）				
分子システムデバイス国際リーダー教育センター				
味覚・嗅覚センサ研究開発センター				
高等研究院（工）				
国際教育センター（工）				
分子システム科学センター				
小分子エネルギーセンター				
革新的マーケットデザイン研究センター		(伊都 90) 7755		
水素エネルギー国際研究センター				
稲盛フロンティア研究センター				
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	伊都共通事務部総務・大型研究支援課学術研究支援係	(伊都 90) 2405	(伊都 90) 2438	itoktsshien@jimu.kyushu-u.ac.jp
水素材料先端科学研究センター				
共進化社会システム創成拠点				
次世代燃料電池産学連携研究センター				
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所支援部門研究支援・国際連携グループ	(伊都 90) 7445	90-6939	wpikenkyu@jimu.kyushu-u.ac.jp
芸術工学研究院	芸術工学部事務部総務課企画・広報係	(大橋 95) 4570	95-4593	gkskenkyo@jimu.kyushu-u.ac.jp
高等研究院（芸工）				
農学研究院				
附属農場、附属演習林				
生物環境利用推進センター				
熱帯農学研究センター				
バイオアーキテクチャーセンター	農学部事務部戦略企画係	(箱崎 99) 8906	99-2804	noxsksubsidy@jimu.kyushu-u.ac.jp
有体物管理センター				
食品機能デザイン研究センター				
高等研究院（農）				
国際教育センター（農）				noxsenryaku3@jimu.kyushu-u.ac.jp
比較社会文化研究院				
言語文化研究院				
数理学研究院	地球社会統合科学府等庶務係	(伊都 90) 5765	90-5791	hbssyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
マス・フォア・インダストリ研究所				
基幹教育院	学務部基幹教育課運営支援係	(伊都 90) 5921	90-5990	gazsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

総合理工学研究院	筑紫地区事務部庶務課研究協力係	(筑紫 93) 7504	93-7060	srskaken@jimu.kyushu-u.ac.jp
応用力学研究所				
先端物質化学研究所 (筑紫地区)				
健康科学センター				
中央分析センター (筑紫地区)				
産学連携センター				
炭素資源国際教育研究センター				
シンクロトン光利用研究センター				
グリーンアジア国際リーダー教育センター				
伊藤極限プラズマ研究連携センター				
エネルギー基盤技術国際教育研究センター				
高等研究院 (筑紫)		(筑紫 93) 8304		
情報基盤研究開発センター	情報システム部情報企画課企画総務グループ	(箱崎 99) 8226	99-2294	ogssyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
附属図書館	附属図書館事務部図書館企画課庶務係	(箱崎 99) 8250	99-2330	tokshomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
持続可能な社会のための決断科学センター	決断科学大学院プログラム支援室	(箱崎 99) 4362	99-4363	ketsudan@jimu.kyushu-u.ac.jp
大学病院	病院事務部戦略企画課研究支援係	(馬出 91) 5216 (馬出 91) 5047	91-5008	byssien@jimu.kyushu-u.ac.jp
医学研究院等 (病院以外の医)	医系学部事務部財務課経理第一係	(馬出 91) 6006 (6704)	91-6022	ijzkeiri1@jimu.kyushu-u.ac.jp
医学研究院等 (病院以外の医以外)	医系学部事務部財務課経理第二係	(馬出 91) 6005 (6027)	91-6022	ijzkeiri2@jimu.kyushu-u.ac.jp
留学生センター	国際部国際企画課国際交流係	(箱崎 99) 7354	99-4242	intlkkoryu@jimu.kyushu-u.ac.jp
アジア太平洋未来研究センター				
韓国研究センター				
大学評価情報室	企画部企画課調査係	(伊都 90) 7026	(伊都 90) 2178	kikchosa@jimu.kyushu-u.ac.jp
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	産学・社会連携課連携企画室連携企画係	092-832-2122	092-832-2146	snsrenkei@jimu.kyushu-u.ac.jp
学術研究・産学官連携本部	学術研究推進課研究資金係	(箱崎 99) 2174	99-4317	sykkaken@jimu.kyushu-u.ac.jp
新キャンパス計画推進室	施設部施設企画課総務係	(箱崎 99) 2213	99-2207	ssksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
科学技術イノベーション政策教育研究センター	学務部学務企画課総務係	(伊都 90) 5924	90-5990	gagsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
教育改革企画支援室				
大学文書館	総務部総務課総務第三係	(箱崎 99) 2292	99-7646	syssomu3@jimu.kyushu-u.ac.jp
東アジア環境研究機構	東アジア環境研究機構プロジェクト推進室	(伊都 90) 2567	90-2568	rietae-kaken@rietae.kyushu-u.ac.jp
環境安全衛生推進室	総務部職場環境室安全衛生係	(伊都 90) 2263	90-2239	syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp
男女共同参画推進室	総務部職場環境室職場環境係	(伊都 90) 2262	90-2239	syjshokuba@jimu.kyushu-u.ac.jp

競争的資金制度

競争的資金とは、第3期科学技術基本計画において定義されているとおり「資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し研究者等に配分する研究開発資金」のことを指します。

つまり、競争的資金は研究者の実績と創意を評価して個人の研究を支援することにより、研究者の能力を最大限に発揮させ、世界最高水準の研究成果を創出するとともに、競争的な研究環境の形成に寄与するための根幹的な研究資金です。

★もっと詳しく知るには

- ・「競争的資金制度一覧」はこちらのHPから
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>
 - ・競争的資金の応募についてはこちらのHPから(注)
【府省共通研究開発管理システム(「以下、e-Rad」)】
<http://www.e-rad.go.jp/>
- (注) 応募に際してはe-Radによる応募手続の他に、併せて紙媒体での申請も必要となる場合がありますので、事前に、所属部局の研究協力関係事務を所掌している係にお問い合わせください。
- ・九州大学 学術研究推進支援機構HP
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

- ・ 科学技術人材育成費補助金について
企画部学術研究推進課研究資金係
092-642-7077
- ・ 上記以外について
企画部学術研究推進課研究資金係
092-642-2130

会計第1章 会計規則)

<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/index.htm>

◆問合せ先

- ・ 応募について
企画部学術研究推進課研究資金係
092-642-2130
- ・ 経費管理について
所属する部局の経理担当係

研究助成金

研究助成金とは、民間の財団法人等が、各々の財団ごとに、研究助成金の趣旨や研究助成の対象分野、助成金額を定め、募集を行う制度です。

各研究者は、各々の研究助成金の内容や対象等を「応募要項」等で確認し、各自で、各研究助成金の趣旨にあったものに応募します。

募集を行った財団法人等は、応募者から送付された申請書(応募書類)を、各財団の定めた選考基準に照らして審査を行い、助成対象者を決定します。

なお、各研究助成金が以下のいずれかの条件を満たす場合は、大学へ寄附し経費管理を行わなくてはなりません。

- (1) 当該職員の職務上の教育研究活動等を奨励するもの
- (2) 当該職員が個人の資格で行う研究活動等を本学の施設又は設備を使用して行うもの

★もっと詳しく知るには

- ・ 応募について
助成金等の募集情報
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/research-info/fund-search>

注意！ 研究助成金の中には、応募時に総長推薦が必要な助成金、部局長推薦が必要な助成金、大学ごとに申請件数に制限がある助成金((例)九州大学で1件等)があります。
その場合は、学内で推薦に係る事務手続きや応募者の調整を行う必要がありますので、それらの条件のある助成金に応募される場合は、事前に、所属部局の研究協力関係事務を所掌している係にお問い合わせ下さい。

- ・ 経費管理について
国立大学法人九州大学寄附金取扱規程(第7編

P&P(教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト)

P&P(教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト)は、九州大学として、一定の期間、研究費等の重点配分を行い、教育と研究の一層の発展を図ることを目的とするものです。集中的に支援することで、研究の一層の発展を促し、新たな競争的資金の獲得の原動力となっています。

○選定方針

P&Pでは、科研費など競争的資金の審査経験者・外部有識者などを審査委員に配置すると共に、計画の将来性・発展性を考慮し、特定の学問分野、研究領域等に偏らず、幅広い分野の優れた研究課題を選定するよう留意しています。

注意！ P&Pの募集要領は研究動向を踏まえて種目の変更を行っております。各種目の性格、申請額、採択件数などは各年度により異なることがあるため、申請の際は必ず、下記P&Pホームページを参照いただくか、下記にお問い合わせください。

★もっと詳しく知るには

- ・ P&P ホームページ
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/PandP/index.html>

◆問合せ先

- ・ 企画部学術研究推進課企画係
TEL：092-642-7368

国際交流(教員・研究者)

九州大学では、国際的な教員・研究者間の交流を活発に行うため、「スーパーグローバル大学等事業」、「留学生30万人計画」などを推進するとともに、派遣・招へい等の各種支援事業を積極的に実施しています。

○教員・研究者の国際交流状況(派遣・受入)

九州大学における教員の海外派遣、外国人数員数及び外国人研究者の受入状況、海外の協定締結校については以下に示すとおりです。

* 本学教員・研究者の海外派遣数

海外派遣研究者数の推移

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
短期派遣者数 (30日以内)	2,776	2,665	4,114	3,813	3,900
増減数(前年度比)	-106	-111	1,449	-301	87
長期派遣者数 (31日以上)	50	54	116	99	75
増減数(前年度比)	3	4	62	-17	-24

出典：文部科学省「国際研究交流状況調査」

* 外国人数員・研究者の受入数

外国人数員数の推移

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
5月1日現在の数	73	92	101	109	120
増減数(前年度比)	29	19	9	8	11

出典：九州大学総務部人事課

外国人研究者数の推移

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
短期受入者数 (30日以内)	709	649	686	778	730
増減数(前年度比)	102	-60	37	92	-48
長期受入者数 (31日以上)	148	200	320	354	187
増減数(前年度比)	9	52	120	34	-167

出典：文部科学省「国際研究交流状況調査」

* 協定校一覧

九州大学は大学間(学術：119機関、学生：113機関)、部局間(学術：240機関、学生：137機関)の協定を締結しています(平成26年12月1日現在)。

現在の協定締結状況について

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/worldmap.php/>

大学間 学術・学生交流協定一覧

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/agree-list1.php>

部局間 学術・学生交流状況一覧

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/agree-list2.php>

○外国人数員・研究者の受入

海外からの優秀な人材の受け入れを積極的に推進し、最先端の研究情報を取り入れながら大学の国際競争力の強化を目指しています。

* 外国人数員・研究者の受入支援(外国人留学生・研究者サポートセンター関係)

急増する外国人留学生や研究者の受入を円滑に行うため、受入の諸手続き、生活支援及び英訳の支援を行う「外国人留学生・研究者サポートセンター」を、各キャンパスに設置しています。

* 事務手続きの窓口(各部局及び国際部)

事務手続きについては各部局の国際交流担当係へお問い合わせください。

また、上記「外国人留学生・研究者サポートセンター」の問合せ先については次の URL を参照してください。

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/contact>

○国際協力

アジア重視戦略を掲げる本学は、アジアを中心とする開発途上国に対する教育・研究、技術開発、人材育成をこれまで持続的に展開してきました。本学は国際協力機構(JICA)との連携を通じたプロジェクトや二国間のパートナーシップに基づく海外の大学設立への協力などを実施しています。

また、本学による国際協力活動に取り組む教員のデータベースを公開しています。

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/coopact/search.php>

* JICA 等を通じた国際協力への取り組み例

(1) JICA 関連事業

ASEAN 工学系高等教育ネットワーク (Seed-Net)
ハサヌディン大学 (インドネシア) 工学部強化計画
プロジェクト
ICT の高度活用による BOP 層農民の組織化支援
(バングラディシュ)

(2) 二国間のパートナーシップに基づく海外の大学 設立への協力

エジプト日本科学技術大学 (E-JUST)
マレーシア日本国際工科院 (MJIT)
インド工科大学 (IIT) ハイデラバード校

○外部資金

国際展開に必要な外部資金の情報は、
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/index.htm>
(国際部 Web サイトの教職員向け情報：各種助成
制度、日本学術振興会) をご覧ください。

* JICA や JSPS 等の国際交流関係事業への申請手続 き・窓口の紹介

- ・ JICA に関する窓口
国際交流推進室 092-642-7012
intlkaigai@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・ JSPS に関する窓口
国際部国際企画課 国際交流係
092-642-7354、2136
intlkoryu2@jimu.kyushu-u.ac.jp
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/gakushin/appli.htm>

○組織・職名の英語呼称

日本語	英語	日本語	英語
教授	Professor	助教	Assistant Professor
准教授	Associate Professor	准助教	Research Associate
講師	Lecturer	助手 (教務助手)	Research Associate

九州大学における組織・職名の英語訳は、国際交流専門委員会において承認され、その使用を推奨しています。

その他については

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/>

★もっと詳しく知るには

- ・ 国際部 Web サイト内の教職員向け情報
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher>
- ・ 外国人留学生・研究者サポートセンター Web サイト
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/>

◆問合せ先

- ・ 外国人数員・研究者の受入 / 外部資金 / 職名の英語呼称について
国際部国際企画課 国際交流係
092-642-7354、2136
intlkoryu@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・ 国際開発協力について
国際部国際企画課 海外事業係 092-642-7012
intlkaigai@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・ 外国人留学生・研究者サポートセンターについて
国際部外国人留学生・研究者サポートセンター
092-642-3965、4323
intlgrksc@jimu.kyushu-u.ac.jp

研究不正の防止

今日の科学研究が限りなく専門化を深め複雑かつ多様な研究方法・手段を駆使して行われる結果、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく反面、科学者同士でさえ、互いに研究活動の実態を把握しにくい状況となっていることから、科学者が公正に研究を進めることが従来以上に重要になってきています。

また、厳しい財政事情にもかかわらず、未来への先行投資として、国費による研究費支援の増加が図られている中にあることは、貴重な国費を効果的に活用する意味でも、研究活動の公正性の確保がより一層強く求められています。

しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、昨今それらの不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、平成 26 年 8 月に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学大臣決定)が公表されたことを受け、不正行為を事前に防止し、適正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教

育を実施することが求められています。

本学においても、新ガイドラインを踏まえ、関係規程を見直し、また、各部局に研究倫理教育責任者を配置し、研究倫理教育の実施及び受講管理等を行う等の整備をするなど、対応を強化しています。

○行動基準

九州大学における研究に従事する全ての者は、九州大学学術憲章に則り、より善き知の探求と創造・展開の拠点である九州大学の一員であることを自覚し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼に応え得る研究活動の遂行に努めなければなりません。

- (1) 研究者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
- (2) 研究不正を行わない。
- (3) 研究不正に荷担しない。
- (4) 周囲の者に対して研究不正をさせない。
- (5) 研究不正を黙認しない。

○研究者とは

- (1) 教員、学生その他の本学において研究に従事する者
- (2) 本学において研究指導を受ける者
- (3) 本学の施設設備を利用する者
- (4) (1)～(3)までに掲げる者であった者

○不正行為とは

次に掲げる研究活動上の行為(故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。)

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) その他 虚偽の記述等又は(1)、(2)若しくは(3)に準ずる行為
- (5) 上記の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

○研究不正行為防止のための遵守事項

研究責任者等は、健全な研究活動を保持し、研究不正が起こらない研究環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 研究チームなどにおいて、研究報告、各種計測データ及び実験手続きなどに関し、適宜確認を行う。
- (2) 教職員、学生など研究に携わる者には、実験記録・資料等は個人の私的なものではなく、公的なものであるという意識を持たせるとともに、その記載方法に関し、指導を徹底する。
- (3) 実験記録・資料や各種計測データ等を記録した紙及び電子記録媒体等は、成果物発表後も一定期間保管し、他の研究者等からの問合せ、調査照会等に対応できるようにする。
- (4) 論文を共同で発表するときは、責任著者と共著者との間において、責任の分担を確認する。

★もっと詳しく知るには

- ・ 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて
http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm
- ・ 研究不正について
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/kenkyuinfo/fusei.pdf>
- ・ 研究不正行為への対応
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/kenkyuinfo/mousitate.pdf>
- ・ 九州大学学術憲章
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/charter/research-j.php>

◆問合せ先

- ・ 企画部学術研究推進課総務係
092-642-2131

○不正行為相談・申立窓口

※ まず、企画部学術研究推進課総務係にご相談ください。

窓 口	内線番号	メールアドレス
貝塚地区総務課長	箱崎 99-2351	kaskacho@jimu.
理学部等事務長	箱崎 99-2520	rixjimch@jimu.
医科学部等学術協力課長	馬出 91-6771	ijkkacho@jimu.

病院戦略企画課長	馬出 91-5031	ibmkacho@jimu.
工学部等総務課長	伊都 90-2706	kookacho@jimu.
芸術工学部総務課長	大橋 95-4410	gkskacho@jimu.
農学部事務長	箱崎 99-2801	noxjimch@jimu.
地球社会統合科学府等事務長	伊都 90-5760	hbxjimch@jimu.
筑紫地区庶務課長	筑紫 93-7501	srskacho@jimu.
附属図書館図書館企画課長	箱崎 99-2323	tokkacho@jimu.
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所支援部門事務長	伊都 90-6931	wpifuku1@jimu.
企画部学術研究推進課長	箱崎 99-2126	kiskacho@jimu.

※メールアドレスの末尾には、「kyushu-u.ac.jp」を記載してください。

研究費の適正な使用

研究費の不正使用は、いかなる理由によっても正当化されないものであり、研究者生命を脅かしかねない問題に止まらず、大学の責任が厳しく追及されるばかりか、国民の不信感を招き、ひいては国が推進する科学技術振興施策そのものへの信頼をも揺るがしかねない行為です。

研究に携わる職員は、研究費の性質及び使用ルール等の不十分な理解から生じる研究費の不正使用を防止するためにも、これらのことを十分理解したうえで研究活動を遂行することが必要となります。

○研究費の性質

- ・研究費の原資の多くは「国民の税金」であり、その研究費は社会から負託されたもので、研究者個人のものではありません。
- ・研究費は、研究者個人の発意で提案され、採択・交付されるものであっても、大学が「研究機関」として適切に経理することが求められます。
- ・研究費は、その種類によって守るべきルールが異なります。特に国や独立行政法人から交付される研究費(競争的資金)は、それぞれに使用ルールが定められていますので、研究費を使用する際は、そのルールを確認することが必要です。

○寄附金・研究助成金の適正な経理

- ・財団法人等に個人で申請し、個人宛てに交付さ

れる研究助成金であっても、職務上の教育研究活動等を奨励するものや大学の施設・設備を使用するものは、大学が適切に経理する必要がありますので、必ず改めて大学に寄附してください。なお、個人経理は、国立大学の年度評価において厳しく評定されるなど、大学運営に多大な影響を及ぼす不適切な経理であることに十分留意してください。

○研究費の不正使用

- ・研究費の不正使用とは、研究費を私的に流用又は着服することのみならず、実態のない謝金・給与・旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した使用をいいます。
- ・研究費によっては、様々なルールで使用が制限されておりますが、このことを理由に不正使用が正当化されることはありません。
- ・研究費の不正使用の主な事例は次のとおりです。
 - ①カラ謝金
出勤簿等のねつ造又は改ざんにより大学を騙して実態を伴わない作業の謝金(賃金)を支払わせること。
 - ②カラ出張及び出張費用の水増し請求
架空の出張又は虚偽の費用の申請により大学を騙して実態を伴わない旅費を支払わせること。
 - ③カラ発注、書類の書き換え及び預け金
架空の取引により大学を騙して代金を支払わせ、業者にその代金を預け、管理させること。研究室で管理することも同様。

○研究費の適正な使用

- ・研究費は、研究目的に沿って、公正性及び透明性を確保しつつ、経済的かつ効率的に使用してください。
- ・研究費を使用するときは、予め支出財源を明確にしてください。
- ・研究費の使用が年度末に集中しないよう、研究計画に沿って適切な時期に使用してください。
- ・不正使用は取引業者との親密な関係から発生することが多くあり、普段から高い倫理観をもって、節度ある行動をしてください。
特に取引業者との打合せについては、オープンなスペースで行うなどの配慮が必要となります。

○研究費の不正使用防止に係る取組

本学では、研究費を適正に管理するために文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、「九州大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」や「九州大学研究費不正防止計画」を定め、研究費の不正使用防止に係る取組を実施しています。

この取組において、研究費の運営・管理に関わるすべての構成員は、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を受講することが義務付けられています。コンプライアンス教育はWeb学習システムを用いて受講することができますので、受講義務者は必ず受講してください。

＜コンプライアンス教育受講対象者＞

受講義務者：①教員(特定有期含む。)

②教員以外の職員で研究費の運営・管理に関わる者

(研究代表者、予算管理者、URA)

受講推奨者：受講義務者に該当しない職員

※職員以外の者(名誉教授、日本学術振興会特別研究員等)についても、研究費の運営・管理に関わる者(研究代表者)となる場合は受講義務者となります。

○研究費の適正な使用のための行動基準

研究費の適正な使用のため、次の「九州大学における研究費の適正な使用のための行動基準」を常に意識した行動に努める必要があります。

＜九州大学における研究費の適正な使用のための行動基準＞

九州大学における研究に従事する全ての者は、九州大学学術憲章に則り、より善き知の探求と創造・展開の拠点である九州大学の一員であることを自覚し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼に応え得る研究活動の遂行に努めなければならない。

- (1) 研究従事者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
- (2) 研究費の不正使用を行わない。
- (3) 研究費の不正使用に荷担しない。
- (4) 周囲の者に対して研究費の不正使用をさせない。
- (5) 研究費の不正使用を黙認しない。

○研究費の不正使用に対する処分

研究費の不正使用を行った「個人」に対する処分だけでなく、「研究機関」が資金配分機関から処分を

受けることがあります。

＜個人に対する処分＞

- ・競争的資金への申請及び応募資格の制限、研究費の返還、研究者本人の弁償責任
- ・機関内での人事処分(懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給、戒告等)
- ・個人の氏名を含んだ調査結果の公表
- ・悪質性が高い場合は、刑事告発や民事訴訟等の法的措置

＜研究機関に対する処分・影響＞

- ・研究機関に対する間接経費措置額の削減、競争的資金の配分停止
- ・社会的信用の失墜

○研究費の不正使用情報の通報窓口

不正使用についての通報は、次のところで受け付けています。

九州大学監査室

〒819-0395 福岡市西区元岡744番地

TEL 092-802-2182

E-mail tuho@jimu.kyushu-u.ac.jp

＜通報に当たっての留意事項＞

- ・原則として顕名によること。なお、通報者は、単に通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・通報するに足りる合理的な理由又は根拠を示してください。
- ・通報者は、不正使用の調査に対し、誠実に協力してください。
- ・悪意に基づく通報であると認定された場合には、原則として当該通報した者の氏名等を公表します。
- ・悪意に基づく通報など行為の悪質性が高いことが判明した場合は、刑事告発や民事訴訟などの法的措置を講じることがあります。

★もっと詳しく知るには

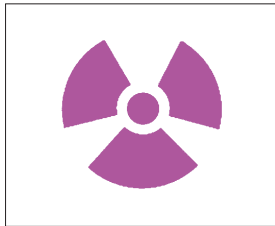
- ・研究費の使用に関する関連情報
<http://kenkyuhi-in.jimu.kyushu-u.ac.jp/>
- ・研究費使用ハンドブック
<http://kenkyuhi-in.jimu.kyushu-u.ac.jp/handbook.pdf>

◆問合せ先

- ・研究費の適正な使用について
財務部財務企画課財務企画係 092-802-2337
- ・研究費の不正使用情報の通報について

放射線障害防止等

放射線や放射性同位元素等の利用に伴う有害な放射線障害の危険性から、放射線業務に従事する人や一般の人々を守るため、放射性物質を使用する際には、放射線障害防止法、原子炉等規制法などの法令を遵守しなければなりません。本学においても、九州大学放射線予防規則等を制定し、放射線障害の防止に努めています。



○放射性物質について

放射性物質とは、放射能(放射線を出す能力)を持つ物質の総称で、トリチウム、コバルト60、ウラン、トリウムなど(これらにより汚染された物を含む。)がこれに該当します。これら物質は、「放射性同位元素」又は「核原料物質、核燃料物質」に大別されます。

①放射性同位元素

トリチウム、コバルト60、セシウム137等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物をいいます。

②核燃料物質

天然ウラン、劣化ウラン、濃縮ウラン、トリウム、プルトニウムをいいます。

③核原料物質

ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質をいいます。

○放射線障害予防規程

放射性物質を研究・教育で使用するためには、九州大学放射線障害予防規則に則り、取扱部局等で定めている放射線障害予防規程を遵守しなければなりません。

放射線障害予防規程は、主に次の事項について規定しています。

- ①安全委員会の設置②放射線取扱主任者等の選任配置③施設設備等の点検④業務従事者の登録⑤使用前手続き⑥使用手順⑦使用後の処理⑧保管⑨廃棄⑩業務従事者に対する教育訓練⑪健康管理⑫被爆線量の測定⑬事故・危険時の措置⑭法等に違反したときの措置

*放射性同位元素等取扱者登録に係る取扱施設

取扱施設
アイソトープ総合センター箱崎地区実験室
アイソトープ総合センター病院地区実験室及び病院地区学生実習室
アイソトープ総合センター伊都地区実験室
理学部等
医学部(医学部保健学科を除く。)
医学部保健学科
病院(別府病院を除く。)
別府病院
歯学部
薬学部
工学部等
農学部
地球社会統合科学府
総合理工学府等
生体防御医学研究所
応用力学研究所
先導物質化学研究所
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所
加速器・ビーム応用科学センター
稲盛フロンティア研究センター
先端医療イノベーションセンター

○取扱い等を始めるにあたって

放射性同位元素、放射線発生装置、表示付認証機器またはX線発生装置(加速電圧1,000 kV未満の電子顕微鏡を除く。)を取扱い、管理またはこれに付随する業務に従事しようとする場合は、放射線取扱者従事登録を行わなければなりません。

*新規登録手順

- ①所属部局長へ登録希望の申し出を行う。
- ②所属部局担当事務から、「登録申請カード」「ガラスバッジ申込書」「取扱者手帳」の配付を受ける。
- ③教育訓練の受講(アイソトープ総合センター、病院等の取扱施設で実施)
- ④「登録申請カード」「ガラスバッジ申込書」「取扱者手帳」に必要事項を記入し提出する。
- ⑤後日、部局事務から「健康診断日程通知」「電離放射線健康診断個人票」「電離放射線健康診断問診票」の配付を受ける。
- ⑥健康診断の受診(血液検査室、眼科)
- ⑦健康診断の結果通知(個人票、問診票の写しの交付)
- ⑧健康診断の結果を「取扱者手帳」に添付

⑨登録完了通知が交付される。

※⑤～⑧の手続きは、管理区域内での作業に従事する場合に必要。

○核燃料物質等の取扱い

核燃料物質・国際規制物資を使用しようとする場合、原子力規制委員会の許可を受ける必要があります。また、核燃料物質の使用者に対しては、保安措置、計量管理、報告等の義務が課せられます。また、一定量以上の核燃料物質を使用する施設に対しては、各種検査や保安規定の認可など、厳しい安全規制が課されています。

★もっと詳しく知るには

- ・放射線障害防止法による安全規制（原子力規制委員会）
http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/
- ・核燃料物質の使用等の安全規制（原子力規制委員会）
<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/>
- ・国際規制物資の使用等の安全規制（原子力規制委員会）
<http://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/>
- ・九州大学アイソトープ総合センター
<http://www.scc.kyushu-u.ac.jp/RI/>

◆問合せ先

企画部学術研究推進課管理係
092-642-2127、4310、8058（内線）、8850（内線）

動物実験

近年、世界各国において動物愛護の動きが高まり、一部の国では動物実験を行うに当たり国の認定や許可を必要としたり、実験施設を登録制にするなどの措置がとられています。

このように最近の海外での厳しい状況や国内の動物愛護の高まりを踏まえ、平成17年6月、議員立法により「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」が改正され、平成18年6月に施行されました。

この法律における動物実験等については、第41条において3Rの概念を明記しReplacement（代替法）およびReduction（数の低減）を配慮事項とし、Refinement（苦痛の軽減）を義務付けました。

本学においては、動物愛護法の改正を機に、文部

科学省から示された指針に基づき、「九州大学動物実験規則（以下「動物実験規則」という。）」等を改訂し、適正な実験動物の飼養保管及び動物実験の実施を図っています。

○実験動物について

「動物実験規則」において対象となる動物は、動物実験等のため、本学における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物です。ただし、畜産に関する飼養保管の教育、試験若しくは研究又は畜産に関する育種改良及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物（一般に産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管については、この規則の適用範囲外です。

○動物実験規則で定められていること

「動物実験規則」には、適正な実験動物の飼養保管及び動物実験を行う上で遵守しなければならない事項（教育訓練、実験従事者登録、健康診断、動物実験計画の審査手順、動物実験実施者の責務等）が制定されています。

動物実験を実施する研究者は、この「動物実験規則」と「九州大学動物実験規則実施細則」及び実施部局で別に定められた内規等を遵守しなければなりません。

○実験を始めるにあたって

新たに動物実験を行う研究者は、次の手順で手続きを行うことになります。

注意！ 実験動物を飼養保管する施設及び動物実験を行う施設は、別途設置の認可を受けていなければなりません。

○動物実験を行う上で、別途申請が必要となる主な制度等

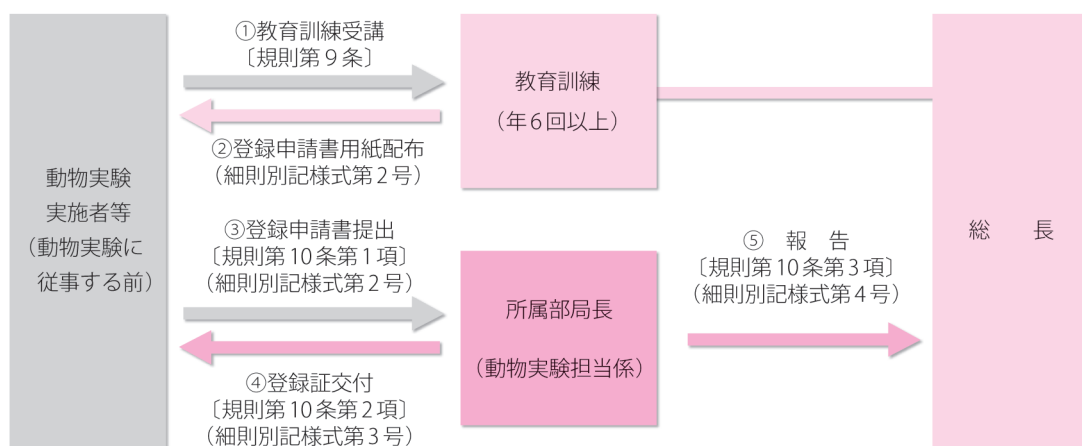
①遺伝子組換え実験を伴う場合

遺伝子組換え実験を伴う場合は、別途、遺伝子組換え実験計画書を九州大学遺伝子組換え実験安全委員会に提出し、許可を受けなければなりません。

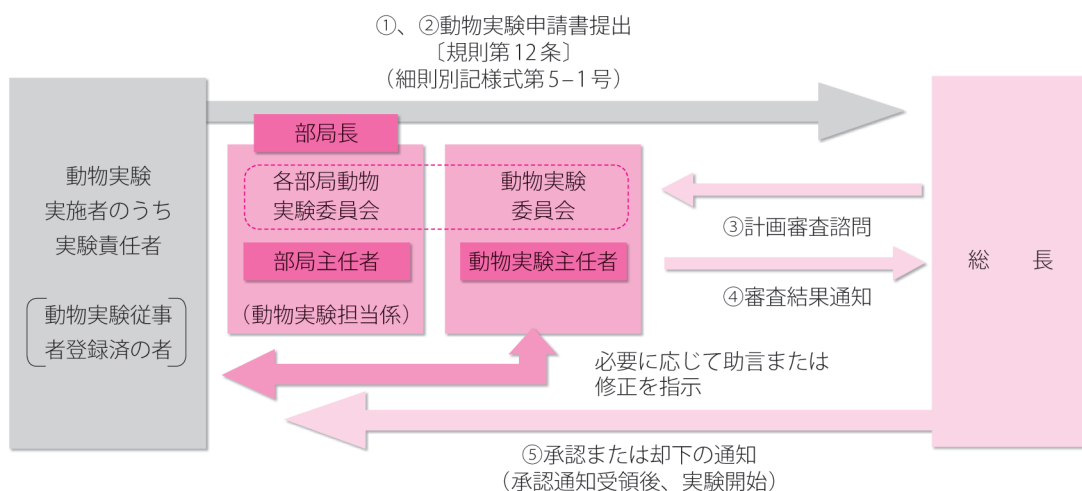
②動物に対し麻酔薬等として麻薬・向精神薬を投与する場合

ケタミン（ケタラール）等の麻薬を使用する場合は、別途麻薬研究者免許が必要です。免許を申請する場合は、部局事務を通じて、福岡県知

・動物実験従事者の登録



・動物実験計画の審査・承認手続き



研究

事(事務担当：福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係)に申請書を提出します。

ペントバルビタール等の向精神薬を使用する場合は、施術する実験室が向精神薬試験研究施設であることが必要です。向精神薬試験研究施設として登録されていない場合は、部局事務を通じて、九州厚生局長(事務担当：厚生労働省九州厚生局麻薬取締部)に申請書を提出します。

企画部学術研究推進課管理係

092-642-2127、4310、8058(内線)、8850(内線)

遺伝子組換え実験

遺伝子組換え実験を行うにあたっては、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止及び実験の安全確保のために、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」及び関係法令並びに学内規程を遵守することが必要です。

○遺伝子組換え実験承認手続き

遺伝子組換え実験を開始する際は、実験責任者が、実験計画書を作成し、所属部局の安全主任者の確認

★もっと詳しく知るには

動物実験に関するホームページ(関連規則、年6回の教育訓練の開催予定など)

<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/animal/>

◆問合せ先

を受けた後、所属部局長に実験計画書を提出します。実験計画書は遺伝子組換え実験安全委員会で審査され、審査結果は所属部局長を通じて実験責任者に通知されます。実験は、承認通知を受けてから開始してください。

なお、実験には次のとおり大臣確認実験及び機関承認実験があります。

・大臣確認実験

計画している遺伝子組換え実験が、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たり執るべき拡散防止措置等を定める省令」別表第一(第4条関係)に掲げられているもの。

遺伝子組換え委員会による事前審査を経た後に、文部科学大臣による確認を受ける必要がある。

・機関承認実験

上記以外の実験。

※哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を用いて実験を行う場合は、別途、動物実験計画書を九州大学動物実験委員会へ提出し、許可を受けなければなりません。

○遺伝子組換え生物等の譲渡及び譲受に係る手続き

遺伝子組換え生物等を譲渡する際は、譲渡者は譲渡先に明確な使用計画があることを確認した後に、譲渡する必要があります。その際、譲渡する遺伝子組換え生物等についての情報提供を文書等で行う必要があります。このため、本学では遺伝子組換え生物等の譲渡に係る情報提供書、遺伝子組換え生物等の搬入に係る確認書などの様式を作成しています。また、譲渡後は速やかに譲渡届出書を所属部局長を経て総長に提出する必要があります。

○遺伝子組換え生物等の輸出入に係る手続き

遺伝子組換え生物等を輸出する際は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則」に定める様式第12で輸出する遺伝子組換え生物等の情報提供を輸出先にする必要があります。

(輸入をする際の様式の指定はありません。)

なお、ノックアウトマウスなどの動物を宿主とした遺伝子組換え生物を輸入する際には、あらかじめ当該遺伝子組換え生物を用いた実験計画書を申請し承認を受ける必要があります。

また、輸出入後は速やかに譲渡届出書を所属部局長を経て総長に提出する必要があります。

※譲渡手続は、有体物管理センターのHP上で、必

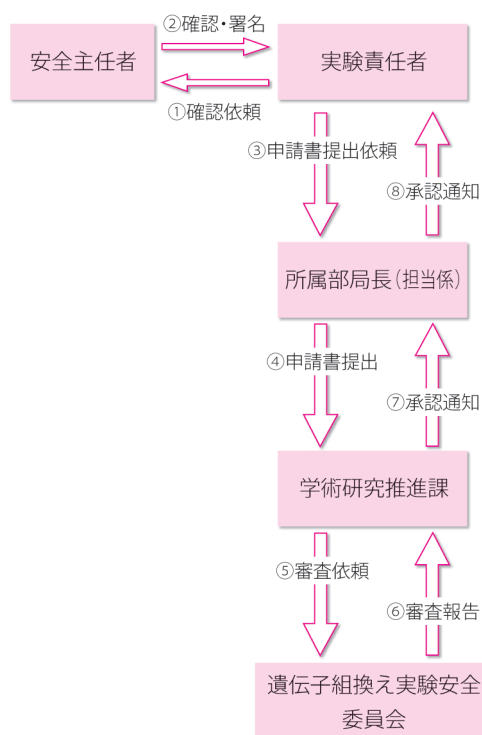
要書類を作成及び提出手続きを行うことができます。

○遺伝子組換え実験室の認可手続き

P1以外の実験を行う場合、遺伝子組換え実験安全委員会の認可を受けた実験室で行う必要があります。認可を受ける際は、実験室の管理責任者が拡散防止措置認可願及び実験室の図面を所属部局長へ提出し認可を受ける必要があります。

※哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を取り扱う場合は、別途、実験動物飼育保管施設または動物実験室の設置認可を得る必要があります。

遺伝子組換え実験計画 申請・審査の流れ



★もっと詳しく知るには

- ・九州大学 遺伝子組換え実験ホームページ
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/dna/index.htm>
- ・九州大学遺伝子組換え実験安全管理規則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/zenbun/2004kisoku082.pdf>
- ・九州大学遺伝子組換え実験安全管理細則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/>

zenbun/2004saisoku012.pdf

- 九州大学有体物管理センター

<http://mmc-u.jp/>

- 文部科学省 ライフサイエンスの広場 遺伝子組換え実験

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/anzen.html#kumikae>

- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n790_01.pdf

◆問合せ先

- 企画部学術研究推進課管理係
092-642-2127、4310、8058 (内線)、8850 (内線)

研究用微生物の取扱い

研究用微生物は、病原体の取扱いを誤った場合には、研究者自身や同室者、さらには第三者にバイオハザードを引き起こす原因となるため、感染症法等の関係法令及び学内規程を遵守し、病原体の適切な取り扱いと管理を行うことが必要です。

○学内手続き

研究用微生物を新たに実験に利用又は保管する場合は、研究用微生物の種類等に応じて、次のとおりの手続きが必要です。

また、実験の申請及び届出は毎年度行わなければならない、使用を終了する場合には終了届を提出する必要があります。

- ・**レベル2** (微生物、きのこ類及び寄生虫のうち、哺乳動物等に対する病原性が低いもの)

レベル2 の微生物を新たに実験に利用又は保管しようとする際は、管理部局長へ様式第1号 (微生物取扱届出書) の提出が必要です。

- ・**レベル3・4** (微生物及びきのこ類のうち、哺乳動物等に対する病原性が高く、かつ、伝播性のあるもの)

レベル3・4 の微生物を実験に利用若しくは保管を行う際は、様式第2号 (微生物取扱申請書) を管理部局長を経て総長に申請し、承認を得ることが必要です。

また、供与を行う際は、様式第3号を管理部局長を経て総長に申請し、承認を得ることが必要です。

※研究用微生物のレベルは、九州大学遺伝子組換え実験細則第2条を参照下さい。

※様式は、九州大学遺伝子組換え実験ホームページ内にあります。

※遺伝子組換え実験安全委員会の認可を受けた遺伝子組換え実験室 (P1、P2、P3) を研究用微生物実験室 (レベル1、2、3) として使用することができます。

★もっと詳しく知るには

- 厚生労働省 感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kekaku-kansenshou17/03.html

- 九州大学 遺伝子組換え実験ホームページ

<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/dna/index.htm>

- 研究開発二種告示 (※研究用微生物のレベル参考資料)

http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n648_02.pdf

- 九州大学研究用微生物安全管理規則

<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/zenbun/2004kisoku083.pdf>

- 九州大学研究用微生物安全管理細則

<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/zenbun/2004saisoku011.pdf>

◆問合せ先

- 企画部学術研究推進課管理係
092-642-2127、4310、8058 (内線)、8850 (内線)

安全保障輸出管理

国際社会においては、国際的な平和及び安全の維持の観点から、大量破壊兵器等の拡散防止や通常兵器の過剰な蓄積を防止するための輸出管理＝安全保障輸出管理を厳格に行うことが求められており、これを受けて我が国では、平和国家としての立場から、外国為替及び外国貿易法 (昭和24年法律第228号、以下「外為法」と呼びます。) に基づき、国際的な平和及び安全の維持の妨げになると認められる「貨物の輸出」と「技術の提供」について、事前に経済産業大臣の許可を得ることが義務付けられています。

○貨物の輸出

外為法に基づき規制を受ける「貨物の輸出」とは、内国貨物（貴金属（金を主たる材料とするもの）、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産）を外国に向けて送り出すことをいいます。例えば、以下のような行為はこれに該当します。

- ・ 海外出張時の試料、部品、試作品、機器等の手荷物としての持出し
- ・ 海外の研究機関や研究者への装置、試料、試作品等の送付や貸与
- ・ 海外で開催される学会・シンポジウム等への装置等の出品 等

輸出する貨物の品目・仕様、輸出先によっては、輸出前に経済産業大臣の許可を得る必要がありますが、店頭販売されているような一般的なノートパソコン等を海外渡航の際に自己使用のために持ち出す行為については、基本的には経済産業大臣の許可を得る必要はないと解されています。

○技術の提供

外為法に基づき規制を受ける「技術の提供」とは、貨物を設計、製造又は使用するために必要な特定の情報（＝技術）を、技術データ・技術支援の形態により、外国において、あるいは非居住者に対して提供することをいいます。有償無償は問いません。例えば、以下のような行為はこれに該当します。

- ・ 海外の共同研究先等又は個別の研究者への技術資料・プログラム等の提供
- ・ 研究員、留学生、研修生、見学者等への指導・説明
- ・ 海外の研究機関に対する特許使用許諾に伴うノウハウ等の提供 等

提供する技術の内容、提供地、提供相手の居住者／非居住者の別によっては、提供前に経済産業大臣の許可を得る必要がありますが、次のような場合はその必要はありません。

- ・ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- ・ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ・ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
- ・ ソースコードが公開されているプログラムの提供

- ・ 学会発表用の原稿あるいは展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引
- ・ 特定の製品の設計・製造を目的としない基礎科学分野の研究活動における技術の提供
- ・ 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術の提供 等

○管理体制

本学は、安全保障輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持に教育研究機関として貢献することを目的として、九州大学安全保障輸出管理規程（平成21年度九大規程第72号）を制定し、以下のとおりに管理体制を構築しました。

*輸出管理統括責任者（理事）

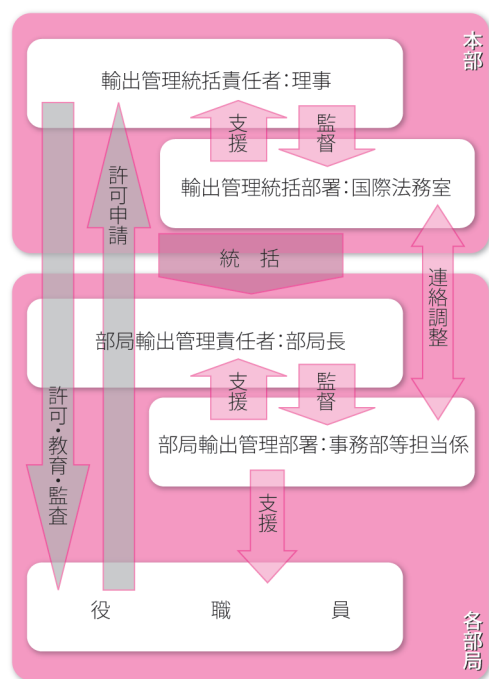
本学における安全保障輸出管理を統括する者で、次に掲げる業務を行います。

- ・ 安全保障輸出管理の基本方針及び基本施策の決定
- ・ 技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可
- ・ 安全保障輸出管理に関する教育、監査の実施等

*輸出管理統括部署（国際法務室）

輸出管理統括責任者を支援する部署で、次に掲げる業務を行います。

- ・ 安全保障輸出管理の基本方針及び基本施策の企



画・立案

- ・技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可
手続
- ・安全保障輸出管理に関する教育、監査の企画・
立案 等

*部局輸出管理責任者(各部局長)

各部局における安全保障輸出管理を主宰する者
で、次に掲げる業務を行います。

- ・技術の提供及び貨物の輸出に関する審査
- ・安全保障輸出管理に関する教育その他輸出管理
統括責任者が実施する業務への協力 等

*部局輸出管理部署(所管事務部等担当係)

各部局における安全保障輸出管理の実務を実施す
る部署で、次に掲げる業務を行います。

- ・当該部局の役職員が行う安全保障輸出管理に関
する支援
- ・部局輸出管理責任者の支援
- ・輸出管理統括部署との輸出管理に関する連絡調
整 等

○許可手続

役職員は、自身又は自身が主として研究指導を行
う学生等が大学の業務上のものとして貨物の輸出又
は技術の提供を行う場合は、事前に以下の手順によ
り輸出管理統括責任者の許可を得る必要がありま
す。

*役職員による確認

役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうと
する場合は、輸出管理統括責任者が定める方法によ
り、以下に掲げる3つの事項について事前確認を行
い、その結果を部局輸出管理責任者へ書面により報
告します。

- ・当該取引が関係法令において経済産業大臣の許
可を受けるべきものとして特定されている技術
又は貨物及び地域に係るものであるか否か
- ・相手先の核兵器等の開発等への関与又はそのお
それの有無
- ・相手先における当該技術又は貨物の用途

*部局輸出管理責任者による審査

部局輸出管理責任者は、役職員からの報告を審査
し、その結果を輸出管理統括責任者に書面により報
告します。

*輸出管理統括責任者による承認・許可

輸出管理統括責任者は、部局輸出管理責任者から
の報告を審査の上、その承認を行うとともに、必要
に応じて事前に経済産業大臣の許可を得た上で、輸

出管理上の懸念がないと判断される場合は、当該技
術の提供又は貨物の輸出を許可します。

*同一性の確認

役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行うに当
たり、当該取引が輸出管理統括責任者の許可を受け
たものと同一のものか確認を行わなければなりません。

★もっと詳しく知るには

- ・輸出管理統括部署のホームページ
<http://qilo.kyushu-u.ac.jp/sec.html>
- ・経済産業省のホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

◆問合せ先

国際法務室 安全保障輸出管理担当
TEL:092-642-2791 FAX:092-642-2793
E-mail:export_control@qilo.kyushu-u.ac.jp

化学物質等の管理

研究室等の管理責任者は、様々な化学物質に関す
る法律を遵守するとともに、学生及び教職員の安全
と健康を守る義務があります。そのためには、以下
に示す化学物質管理支援システムを用いた化学物質
の管理及び作業環境測定対象物質のリスク調査は、
必ず実施して下さい。また、実験研究を開始するに
当たっては、学生に対する安全教育を行わなければ
なりません。

○化学物質の取扱い

化学物質の取扱いに関しては、九州大学化学物質管
理規程や毒物及び劇物取締法が定められており、こ
れらを遵守する必要があります。また、部局におい
ても内規を定めている場合がありますので、併せて
遵守する必要があります。内規については、部局に
よって定めが異なりますので、部局担当係に確認し
てください。

○化学物質管理支援システム

学内の化学物質は、パソコンを用いた全学統一の
システムで管理しています。化学物質を使われる場
合は、部局等薬品管理者(各部局の保全係、用度係、
施設管理係等)に所属ログインIDの交付を要求し、
URL <http://chem.jimu.kyushu-u.ac.jp/> よりシス
テムに入って下さい。毒物及び劇物は、取締法や本

学規則に従い、使用する度に使用量や使用者等を入力しなければなりません。なお、所属ログインIDは、化学物質に関する調査や廃液等の処理依頼時にも、整理番号として利用します。

○高圧ガスの管理

高圧ガス保安法により、高圧ガスの製造・貯蔵及び消費に関し、その取扱に規制が設けられています。例えば、高圧ガスボンベから直接1MPa以上の圧力にて取り出した高圧ガスにて実験・研究を行う場合も高圧ガス保安法の適用を受け、県庁への届出が必要となります。実験に使用している圧力の確認をお願いします。また、次の6点を理解した上で、安全に実験を実施して下さい。①ガスの性質を熟知しておく。②漏えいさせない。③高圧ガスの圧力について認識しておく。④バルブは静かに開閉する。⑤ガスを他の目的に流用しない。⑥器具類は専用のものを用いる。

○作業環境測定

労働安全衛生法に規定されている作業環境測定対象物質(有機溶剤、特定化学物質及び粉じん)を取り扱っている研究室では、毎年、リスク調査を行っています。リスクが見込まれる場合には、その年の後期及び翌年の前期に作業環境測定を実施しています。換気等に注意し、良好な作業環境を保持して下さい。

○P R T R法の調査

地球上に蓄積している有害な化学物質は、大気、下水道、廃棄物等へ排出(移動)した量をキャンパス毎に集計し届け出る義務があります。とくに流しからは、少しでも害があると思われるものは流さないようにして下さい。排水水は、常に水質を検査し、基準値を超えた場合には原因の究明を行っています。

注意! 毎年のように麻薬や向精神薬として追加指定される化学物質、規制される以前から保持している酢酸ウラニル等の核燃料物質、使用禁止となった農薬、特定毒物など注意が必要です。
化学物質は化学物質管理支援システムに登録し、チェックを受けられるようにして下さい。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学化学物質管理規程
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/>
- ・化学物質管理規程運用マニュアル
<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/file/45a-kitei-manual.pdf>
- ・安全衛生ガイドライン
<http://www.kyushu-u.ac.jp/Qdai-only/administration/document/guideline.pdf>
- ・化学物質管理支援システム「所属設定・操作マニュアル」
<http://chem.jimu.kyushu-u.ac.jp/>
- ・廃液・廃棄物処理の手引き
<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/05-link.html>

◆問合せ先

- ・化学物質の管理について
各部局事務部担当係
又は 環境安全センター 092-642-2217
- ・化学物質管理支援システムについて
環境安全センター
092-642-2217
- ・高圧ガスについて
環境安全衛生推進室 高圧ガス等安全管理部門
092-802-3920
- ・作業環境測定について
総務部職場環境室 安全衛生係
092-642-3094

研究成果の公開

本学の機関リポジトリ「九州大学学術情報リポジトリ(QIR)」では、教員の皆さまの研究教育成果を登録し、インターネットを通して世界へ向けて無償で公開しています。

附属図書館ウェブサイト>九大コレクション>成果文献

<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/search/browse/papers>

*九州大学学術情報リポジトリ(QIR)への登録

【登録できる人】

- ・九州大学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生

【登録できる資料】

- ・学術雑誌論文、学位論文、紀要論文、会議発表

【登録方法】

- ご自身で登録される場合
 1. 附属図書館ウェブサイト画面上部の「ログイン>マイページ」をクリック
 2. SSO-KIDでログイン
 3. リポジトリ登録(QIR)から登録
 - 図書館に登録を依頼される場合
登録を希望する資料を附属図書館QIR 担当(qir@jimu.kyushu-u.ac.jp)までお送り下さい。
 - メールで 電子ファイルを添付
 - 学内便で 印刷物や電子メディアを送付
- ※既に出版・公表している資料を登録する場合、著作権処理を必要とすることがあります。
詳細は下記問合せ先までご相談ください。

*九州大学学術情報リポジトリ(QIR)の利用

登録された資料は、九大コレクション、Google、Google Scholar等の検索エンジンで、世界中から検索し、本文をみることができます。「九州大学研究者情報」(P17参照)ともリンクをしています。併せてご活用ください。

★もっと詳しく知るには

- QIR 情報ページ
<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/services/qir/>

◆問合せ先

附属図書館 QIR 担当
TEL:092-642-2342 FAX:092-642-2330
E-mail:qir@jimu.kyushu-u.ac.jp